

とよかわ応援寄附金推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への個人からの寄附を促進するとともに、寄附者に地場産品を返礼品等として贈呈することにより本市の魅力を広く発信し、地場産業の活性化を図る「とよかわ応援寄附金推進事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 個人から本市に対して支出された地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項の特例控除対象寄附金
- (2) 寄附者 本市に対して寄附金を支出した個人であって、本市の区域内に住所を有しない者
- (3) 返礼品等 地方税法第314条の7第2項の返礼品等
- (4) 協力事業者 返礼品等を提供する事業者として市長が認めたもの

(事業内容)

第3条 市長は、寄附者が返礼品等の受領を希望したときは、その寄附額に応じた返礼品等を当該寄附者に提供することができる。この場合において、提供する返礼品等の調達に要する費用が寄附額の100分の30以下となるようにしなければならない。

2 市長は、前項の規定により提供する返礼品等及び協力事業者を公募する。

3 市長は、返礼品等の寄附者への送付に係る業務（返礼品等が役務の提供又は役務と交換するもの（以下「役務の提供等」という。）であるときは、当該役務の提供に係る連絡又は役務と交換するものの送付に関する業務）を当該返礼品等に係る協力事業者へ委託することができる。

(協力事業者の資格)

第4条 協力事業者は、次の各号の条件をのいずれをも具備する者でなければならない。

(1) 本店、支店、事業所又は工場が本市の区域内に所在する企業、団体又は個人であること。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(協力事業者等の認定)

第5条 協力事業者として市長の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、とよかわ応援寄附金協力事業者認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前年度の協力事業者が申請する場合であって、第3号に規定する申請物品等が前年度に本市の返礼品等として認められたものであるときは、第4号の書類を省略することができる。

(1) 前条第1号に該当する者であることを証する書類

(2) 前条第2号に該当する者であることを証する書類

(3) 返礼品等として提供しようとする物品又は役務等（以下「申請物品等」という。）に係るとよかわ応援寄附金返礼品等認定申請書（様式第2号）

(4) 申請物品等に係る概要説明書、写真等の書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、申請者を協力事業者として認めるか否かを決定し、その結果をとよかわ応援寄附金協力事業者認定審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第3号の申請書について速やかにその内容を審査し、申請物品等を本市の返礼品等として認めるか否かを決定し、前項の通知に併せて、その結果をとよかわ応援寄附金返礼品等認定審査結果通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 前2項の規定による協力事業者として認める決定（以下「協力事業者認定」という。）及び本市の返礼品等として認める決定（以下「返礼品等認定」という。）の有効期間は、当該決定をした日の属する年度の末日までとする。

(返礼品等の基準)

第6条 物品である申請物品等に係る返礼品等認定の基準は、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第

179号) 第5条第1号から第6号までに掲げるの基準のほか、次の各号に掲げる条件のいずれをも満たすものであることとする。

- (1) 安定した品質及び数量を確保して提供することのできるものであること。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、商標法(昭和34年法律第127号)、特許法(昭和34年法律第121号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)その他関連する法令を遵守して製造し、又は提供されるものであること。
- (3) 日本全国に送付が可能なものであること。

2 役務の提供等である申請物品等に係る返礼品等認定の基準は、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等第5条第7号に掲げるの基準のほか、市長が適当と認めるものとする。

(申請物品等の認定の上限)

第7条 1の協力事業者について返礼品等認定を受けられる申請物品等の数は、10を上限とする。

(申請物品等の変更等)

第8条 協力事業者は、返礼品等認定を受けた申請物品等の提供を停止し、若しくは中止しようとするときは、とよかわ応援寄附金返礼品等停止等報告書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 協力事業者は、新たな申請物品等について返礼品等認定を受けようとするときは、改めてとよかわ応援寄附金返礼品等認定申請書に第5条第1項第4号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業者認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる条件に該当しなくなったとき。

- (2) 虚偽その他不正の手段により協力事業者として認める決定を受けたとき。
- (3) 提出した宣誓書の内容に違反したとき。
- (4) 法令又はこの要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により協力事業者認定を取り消したときは、とよかわ応援寄附金協力事業者認定取消通知書（様式第6号）により協力事業者に通知するものとする。

第10条 市長は、申請物品等が第6条に規定する本市の返礼品等として認める基準に適合しなくなったと認めたときは、返礼品等認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により返礼品等認定を取り消したときは、とよかわ応援寄附金返礼品等認定取消通知書（様式第7号）により協力事業者に通知するものとする。

（返礼品等の送付等）

第11条 市長は、返礼品等の寄附者への送付に係る業務（返礼品等が役務の提供であるときは、当該役務の提供に係る連絡に関する業務）を当該返礼品等に係る協力事業者へ委託したときは、当該寄附者の氏名、当該寄附者の希望する返礼品等及びその送付先の情報（以下「送付先等情報」という。）を協力業者に提供する。

2 協力事業者は、前項の規定により送付先等情報の提供を受けたときは、速やかに返礼品等を本市の返礼品等であることを明らかにしたうえで、寄附者に送付するものとする。

3 協力事業者は、送付する返礼品等が飲食物であるときは、送付先に到着する予定日において、当該返礼品等の賞味期限又は消費期限までに4日以上の期間があるものを送付しなければならない。

4 協力事業者は、返礼品等の送付に当たり、市が用意した書類等の同封を求めたときは、これを同封して送付するものとする。

5 協力事業者は、返礼品等の送付について、送付の遅延等の問題が生じたときは、速やかに市へ報告しなければならない。

6 協力事業者は、返礼品等の送付に当たり、当該協力事業者が取り扱う商品のパンフレット等の書類を同封することができる。ただし、当該パンフレット等の書類の同封について、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

(報償金)

第12条 市長は、協力事業者からの返礼品等の提供及び返礼品等の送付について、報償金を支払うものとする。

2 報償金の額は、返礼品等の提供にあつては当該返礼品等の価格に相当する額、返礼品等の送付にあつては1の返礼品等の送付につき500円とする。

3 協力事業者は、月ごとに、返礼品等の送付について翌月10日までに、送付の実績をとりまとめて市長に報告するとともに、報償金の支払を請求するものとする。

4 市長は、前項の規定による報償金の支払の請求があつたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該請求のあつた日から30日以内に報償金を支払うものとする。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、協力事業者が偽りその他の不正の手段によって報償金を受領したときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(協力事業者の責務)

第14条 協力事業者は、提供する返礼品等に事故等があつたときは、責任をもって適切に処理しなければならない。

2 協力事業者は、その責めに帰すべき事由により、提供した返礼品等が寄附者等に身体上又は財産上の損害を生じさせたときは、その賠償の責めを負う。

3 協力事業者は、市長の承認を得ずに提供する返礼品等を変更してはならない。

4 協力事業者は、返礼品等の提供及びその送付に係る業務(以下「本件業務」という。)について、この要綱及び市の指示に従わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第15条 協力事業者は、第11条第1項の規定により提供を受けた寄附者の送付先等情報等の個人情報を厳重に取り扱わなければならない。

- 2 協力事業者は、本件業務に関して知ることのできた個人情報了他に漏らしてはならない。
- 3 協力事業者は、本件業務の目的の範囲を超えて、個人情報を収集し、又は利用してはならない。ただし、本人の同意を得たときは、この限りでない。
- 4 協力事業者は、本件業務を処理するために市長から提供を受けた送付先等情報等に係る資料を本件業務終了後直ちに破棄しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、とよかわ応援寄附金推進事業の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、同日以後に申込みのあった寄附に係る返礼品等について適用する。
- 2 協力事業者認定若しくは返礼品等認定又はその取消しに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても第5条、第9条及び第10条の規定の例により行うことができる。